

中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○中小企業倒産防止共済法施行令（昭和五十三年政令第三十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（共済金の貸付限度額）</p> <p>第二条 法第九条第二項ただし書の政令で定める額は、八千万円とする。</p> <p>（償還期間）</p> <p>第三条 法第十条第一項の償還期間は、六月の据置期間を含み、次の各号に掲げる共済金の貸付額に応じて当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 五千万円未満 五年</p> <p>二 五千万円以上六千五百万円未満 六年</p> <p>三 六千五百万円以上八千万円以下 七年</p> <p>第四条・第五条 （略）</p> <p>（特別掛金前納に関する読替え）</p> <p>第六条 法附則第二条第一項の規定による申出に係る掛金前納（以下「特別掛金前納」という。）をした共済契約者に係る次の表の第一欄に掲げる事項については、同表の第二欄に掲げる法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（償還期間）</p> <p>第二条 法第十条第一項の償還期間は、六月の据置期間を含み、五年とする。</p> <p>第三条・第四条 （略）</p> <p>（特別掛金前納に関する読替え）</p> <p>第五条 法附則第二条第一項の規定による申出に係る掛金前納（以下「特別掛金前納」という。）をした共済契約者に係る次の表の第一欄に掲げる事項については、同表の第二欄に掲げる法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
一 （略）	一 （略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

四 (略)	三 (略)	二 (略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
既に貸付けを受け又は受けることとなった共済金の額から	(略)	<p>次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 共済契約の解除の時ににおける納付された掛金の合計額から次のイ及びロに掲げる額を控除した額に、中小企業倒産防止共済法施行令第四条各号に掲げる場合に 応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額</p> <p>イ 既に貸付けを受け又は受けることとなった共済金の額から手形関連共済金額（中小企業倒産防止共済法施行令第六条の表第二号の手形関連共済金額をいう。以下同じ。）を控除した額の十分の一に相当する額</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>

四 (略)	三 (略)	二 (略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
既に貸付けを受け又は受けることとなった共済金の額から	(略)	<p>次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 共済契約の解除の時ににおける納付された掛金の合計額から次のイ及びロに掲げる額を控除した額に、中小企業倒産防止共済法施行令第三条各号に掲げる場合に 応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額</p> <p>イ 既に貸付けを受け又は受けることとなった共済金の額から手形関連共済金額（中小企業倒産防止共済法施行令第五条の表第二号の手形関連共済金額をいう。以下同じ。）を控除した額の十分の一に相当する額</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>

<p>手形関連共済金額（中小企業倒産防止共済法施行令第六条の表第二号の手形関連共済金額をいう。以下同じ。）を控除した額（手形関連共済金額が倒産の発生前三月以前に附則第二条第一項の規定による申出に係る掛金前納がされた掛金（第十五条第二項の規定により納付された掛金とみなされたものを除く。以下「特定掛金」という。）の額の十倍に相当する額を超えているときは、既に貸付けを受け又は受けることとなった共済金の額から特定掛金の額の十倍に相当する額を控除した額）</p>
<p>手形関連共済金額（中小企業倒産防止共済法施行令第五条の表第二号の手形関連共済金額をいう。以下同じ。）を控除した額（手形関連共済金額が倒産の発生前三月以前に附則第二条第一項の規定による申出に係る掛金前納がされた掛金（第十五条第二項の規定により納付された掛金とみなされたものを除く。以下「特定掛金」という。）の額の十倍に相当する額を超えているときは、既に貸付けを受け又は受けることとなった共済金の額から特定掛金の額の十倍に相当する額を控除した額）</p>